

賛育会豊野居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 賛育会が開設する賛育会豊野居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、また、キリスト教の精神と老人福祉の理念に基づき、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮することとする。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮することとする。
 - (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととする。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、その他関係機関等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 賛育会豊野居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 長野県長野市豊野町豊野659番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（管理者との兼務含む）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除く。
- (2) 営業時間 午前9時から17時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者およびその家族に対する相談援助業務
- (2) 居宅サービス計画作成
- (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整およびサービス担当者会議
- (4) サービスの実施状況の評価
- (5) 給付管理
- (6) 介護保険施設への紹介
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(指定居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者又はその家族から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者又はその家族の指定する場所又は事業所内の相談室等とする。

2 サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅及び利用者の指定する場所又は事業所の会議室等とする。ただし、利用者等の同意を得た場合等にはテレビ電話装置等を活用することができる。

3 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談や必要なケアマネジメントを実施するものとする。ただし、法令の定める基準を満たす場合にはテレビ電話装置等を活用することができる。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 介護保険料の滞納等により介護保険の給付制限等がある場合は、利用料の全額をお支払い頂き、発行した領収書を保険者の市町村に提出し後日払い戻しを受ける償還払いになることがある。
- 3 介護保険法の改正により利用料金が改定されることがある。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長野市（豊野・長沼・古里・柳原・朝陽・若槻）
長野市以外の区域については状況により対応する。

(衛生管理及び介護支援専門員の健康管理等)

第10条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、介護支援専門員に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、委員会の設置、研修及び訓練の実施等を講ずるための体制を整備するものとする。
- 4 事業所は、介護支援専門員に年1回以上の健康診断を受診させることとする。

(秘密の保持)

第11条 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 介護支援専門員は、介護支援専門員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業者と介護支援専門員の雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情対応)

第12条 利用者又は代理人は、提供された事業につき、苦情を申し出ることができるものとする。その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は代理人に報告するものとする。尚、苦情申立て窓口は、別に定める【重要事項説明書】に記載された通りとする。

(事故発生時の対応)

第13条 介護支援専門員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待等の禁止)

- 第14条 介護支援専門員は利用者に対し、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。
- 2 介護支援専門員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。
 - 3 介護支援専門員は、高齢者虐待及びその可能性がある場合には、速やかに管轄の地域包括支援センターへ届け出るものとする。
 - 4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施担当者を置くこと等必要な措置を講じる。

(身体拘束等)

- 第15条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止するものとする。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(災害時等の事業について)

- 第16条 地震等の自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合は、安全確認のために事業を中止、又は縮小することがある。
- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。
 - 3 事業者は、事業継続計画を、職員に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 4 事業者は、定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備することとする。
- (1) 新入職員研修
 - (2) 地域包括支援センター及び地域団体が主催する研修
 - (3) 長野市及び長野県等が実施する研修
 - (4) 介護支援専門員更新研修
 - (5) その他介護支援専門員スキルアップの為の研修

2 事業所は、適切な本事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、本事業職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この規程の施行上、必要な細目については、管理者が別に定めるものとする。

(改正)

第19条 この規程を改正、廃止する時は社会福祉法人賛育会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

附則 この運営規程は、2000年4月1日より施行する。

附則 この運営規程は、2002年4月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2005年10月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2006年4月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2012年4月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2013年4月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2016年2月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2016年2月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2017年2月1日より一部改正する。

附則 この運営規程は、2024年7月1日より一部改正する。